平成２３年（フ）第１０３号
北海道小樽市新光２丁目18番22号　イルミオⅡ101号室、前住所北海道北見市高栄西町１丁目12番37号　ファミール北102号
債務者　瀬賀　大介
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１４号
北海道小樽市赤岩１丁目９番226号、前住所北海道小樽市赤岩２丁目20番624号
債務者　佐藤　安親
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第１１８号
北海道小樽市住吉町12番302号　ラ・モード南小樽
債務者　畑野　美保
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第５９号
宮城県柴田郡村田町大字小泉字岡47番地１、住民票上の住所宮城県柴田郡村田町大字沼辺字一本杉29番地１
債務者　秋保　京子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２３年（フ）第４７号
宮城県石巻市泉町３丁目８番33号
債務者　川田　和子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２３年（フ）第５５号
秋田県能代市松美町20番７号
債務者　大山　宏道
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第５８号
秋田県能代市松長布301番地６
債務者　竹内　祐佳
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
秋田地方裁判所能代支部

平成２３年（フ）第１２号
栃木県芳賀郡市貝町大字赤羽3679番地11　ドゥエリングＴＫ105号室
債務者　金子　隆志
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２３年（フ）第２５０号
石川県石川郡野々市町押野５丁目321番地
債務者　大谷　昇一
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２７７号
金沢市末町12の53番地　アーバンハイム107号、従前の住所金沢市三口新町３丁目11番15号
債務者　北　　純子
1　決定年月日時　平成23年７月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２３８号
山梨県韮崎市藤井町北下條1465番地２　サンコーポラス藤井住宅１棟502号
債務者　大野まさ子
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４４号
山梨県中央市西新居110番地１　田中徳男住宅
債務者　今村　一夫
1　決定年月日時　平成23年７月４日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
静岡県下田市蓮台寺291番地の３　中田アパート102号、住民票上の住所静岡県下田市蓮台寺291番地の３　中田アパート
債務者　山上　好男
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第２７号
静岡県下田市蓮台寺291番地の３　中田アパート102号、住民票上の住所静岡県下田市蓮台寺291番地の３　中田アパート
債務者　山上　信江
1　決定年月日時　平成23年７月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３２号
静岡県賀茂郡東伊豆町奈良本1469番地の24
債務者　根本　喜規
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第１４１号
三重県四日市市三ツ谷東町３番26―601号、前住所三重県四日市市大井手１丁目５番１号
債務者　倉田　香織
1　決定年月日時　平成23年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
津地方裁判所四日市支部破産係